



【組合室】中京大学名古屋キャンパス4号館3階 内線2509 TEL/FAX 052-834-6255
E-Mail kumiaichukyo@gmail.com HP <http://chukyo-union.jp>

Topics

- ・ 個人研究費変更に関する異議
- ・ 新加入組合員
- ・ ピアガーデン (暑気払)

拙速かつ不当な個人研究費変更に関する異議あり

個人研究費の見直しは、昨年度から進められてきたが、ここに来て、拙速に変更されようとしている。各学部の教授会でも、反対意見や反対決議があげられている。組合としても、研究費の変更は労働条件に関わる重要な問題であるため団交の議題にするよう、6月15日に申入書を提出した(裏面参照)。以下、現在進められている個人研究費変更に関する教職員組合が反対する理由を3点にわたって述べたい。

(1) 団交事項としての個人研究費 (他大学の判例)

個人研究費は教員の重要な労働条件の1つであり、義務的団体交渉事項である。これまで個人研究費の変更をめぐる、「中京女子大学事件」(1995年)、「作新学院大学事件」(1992年)、「大阪産業大学事件」(1981年)、「吉備国際大学事件」(2015年)などの労働委員会への申立が起きている。前者2つでは、「研究費」が団体交渉事項であることが確認され、誠実に団体交渉を行うことで和解が成立した。後者2つ、特に直近の吉備国際大学事件では、学校法人順正学園が個人研究費及び旅費を議題とする団交に応じなかったことが不当労働行為にあたるとして、吉備国際大学教職員組合が岡山県労働委員会に救済申し立てを行った。これに対して、同労働委員会は、法人側に対して、「団体交渉の申し入れを受けた場合、速やかにこれに応じなければならない。(中略)個人研究費及び旅費に係る団体交渉の申し入れを拒否してはならず、誠意をもって団体交渉に応じなければならない」と命令している。このように、個人研究費の変更は団交事項であるという法的根拠がまず存在している。

(詳細は組合HPに掲載されている「組合の権利ニュース」第31号、をご覧ください)

(2) 労使慣行

次に、中京大学においても研究費の変更を団交で交渉し、協定(法的には労働協約)を結ぶというのが労使慣行となっている。1964年に個人研究費が新設されてから、組合は毎年のように春闘で研究費の増額などを要求してきた。そして、理事会側もそれに応じ、研究費の額や使用用途が変更されるたびに協定を交わしてきた。従って、個人研究費が交渉事項であることはこれまでの労使慣行によって確立されている。

(3) 団交での発言

さらには、現理事会側も、個人研究費について「組合と交渉」する必要性を認識していた。前執行部が2016年9月27日に(不誠実)団交をした際に、理事会側は個人研究費について、以下のように発言している(なお、団交は両者の合意により、録音されている)。

個人研究費につきましては、NEXT10の大きな柱である研究という分野があり、そこで推進事項の3番というところで、研究の進化に答えたいいろいろなことを整備するために、委員会を作ることが決まっております。2015年に設置された研究振興委員会というのができましたので、そこでは全学的な意見が議論ができるようになりましたので、研究の活性化をはかるために個人研究費のあり方もよりよいものにすべく、組合の方に限定せず、研究振興委員会を通じて、広く意見を聞いています。現在これを検討中でして、いろいろな意見をいただいたことも反映しながら検討していきまして、制度設計をそこを中心に進めて検討した上で、学長が進めていくということになっています。その後、組合と交渉していくということになるのかなあと。ある程度骨格をなさないのに交渉はできないだろう、と。(前執行部発行の組合ニュース第30号2016年10月10日。下線部は筆者強調。)

以上の3点からも明らかのように、研究費変更が団交事項であることは明白であり、組合が研究費変更について団交を申し入れているにもかかわらず、団交を経ない研究費変更は手続きとして不当労働行為にあたる。現在本学では、教員も加わっている研究振興委員会や、研究振興会議などでこの問題を検討しているが、そのことをもって教員側の意見が反映されているとみなすのは不十分である。なぜなら、当該委員会や会議では、各教授会から出された意見表明に対して誠実に対応しているとは到底思えないからである。それに加えて、繰り返しになるが理事会と組合との合意がなければ研究費の変更は不当労働行為になるからである。理事会側は、学長をトップとする教学部門に対して、研究費の変更にあたっては、組合との合意が必要であることを知らせなければならない。また教学部門が研究費改定作業の実施主体であるならば、組合としても必要に応じて教学部門と協議する用意がある。

現行の個人研究費に問題があるのであれば、よりよい制度に変更すること自体には反対しない。研究大学をめざすという方向性にも異論は無い。だが、研究を行う

2017年6月15日

学校法人 梅村学園
理事長 梅村清英様

中京大学教職員組合
執行委員長 渋谷



団体交渉申入書

現在、研究振興委員会などで個人研究費を変更することが議論されている。しかし、教育とともに研究を仕事とする大学教員にとって個人研究費のあり方は就労環境に当然関わるものである。他大学でのこれまでの判例・労働委員会命令からみても団交事項であることは明確であり、本学の場合をみてもこれまで個人研究費の変更に当たっては本教職員組合と協約を結び労使慣行として定着している。さらに、2016年9月27日に行われた団交の際に花村理事は個人研究費の問題は団交事項であることを明言している。本組合は理事会側から個人研究費変更についての交渉要請があるものと考えていたが、それが一向に来ていない。そこで、本組合としては春闘に関する団交の際に、個人研究費の問題を団交事項とすることを要請する。

記

1 追加交渉事項
①個人研究費のあり方について

2 団体交渉日時
6月27日(火) 午後6時30分から

付記事項

- ・当組合と合意することなく一方的に個人研究費を変更することのないよう申し入れます。なお、当組合との合意なく一方的に変更した場合不当労働行為であり、しかるべき措置をとらざるをえなくなります。
- ・これまでの団体交渉における労使慣行を遵守し、理事長の団体交渉出席を要求します。
- ・上部団体 東海地区私立大学教職員組合連合 副執行委員長 中村浩也が、当組合の委任を受けて同席いたします。
- ・討議に必要な客観的な資料や証拠等を事前に文書で提出して下さい。

以上

の一人一人の教員であり、研究費は研究活動の根幹に関わるものである。個々の教員が新たな研究費のあり方について納得できるよう、理事会及び教学部門は議論を積み重ね、適切な手続きを経て正々堂々と変更をするべきである。

おりしも、国会では非民主的な方法で「共謀罪」法が成立してしまった。私たちは、自らの労働条件である研究費変更について、声を上げていなければならない。組合としても、ブロック毎に皆さんの意見を集約して団交に臨む所存である。可能な限り多くのご意見を組合・ブロックごとの執行委員までお寄せ頂きたい。

新加入組合員の紹介

経営学部 津村 将章 氏

今後のご活躍を期待しております。

執行部

ビア・ガーデンに行こう！

暑くなってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。組合では、下記の通り、ビア・ガーデンで暑気払い&懇親会&春学期の打ち上げを行いたいと思います。参加ご希望の方は、7月18日までに執行委員または組合室までお知らせください。

日時：7月25日(火) 19時～21時

場所：栄 中日ビル屋上ビア・ガーデン <http://chunichi-bldg.jp/>

料金：男性 2000円、女性 1500円

(通常 3,500円 (レディースデー 3,000円) のところ組合が補助)

羅教授裁判、第4回口頭弁論のお知らせ

日時 7月12日(水) 12時55分に名古屋地裁1階ロビーに集合
(弁論は13時10分より11階1103号法廷で開かれます)

名古屋地裁 〒460-8504 名古屋市中区三の丸1-4-1

報告会 弁論終了後、桜華会館・蘭の間にて開催